

学 位 論 文 題 名

アメリカ年金会計に関する研究

学位論文内容の要旨

本稿は、アメリカにおける年金会計について、アメリカにおける企業年金制度の社会的役割の変化に関する史的展開と、それに付随する法的フレームワークの成立が、アメリカにおける年金会計基準形成に与えた影響について分析したものである。そのうえで、今日のアメリカ年金会計が、概念フレームワークを基軸とする演繹的なアプローチにより、より理論的に体系化した会計基準形成が図られてきたとされる点について検証し、それが必ずしも会計理論に基づく説明可能性の拡大をもって、会計実務に受け入れられているのではなく、むしろ企業年金制度の性格として、賃金の繰延報酬システムであるとの前提により、より保守主義的な会計思考を包摂していることが、会計基準としての一般的承認性を与えていることについての可能性を探り出そうとしている。とりわけ、今日のアメリカ年金会計のあり方として拠りどころとなっている SFAS87 が、1980 年代における経済政策とそれに付随する課税政策の変更が、年金会計基準としての実務における一般的承認性を裏打ちするものであることの示唆をおこなっている。

本稿の構成は以下のとおりである。第 1 章において、アメリカにおける年金会計の黎明期に焦点を当て、当時の会計基準設定主体であった CAP が公表した ARB36 および ARB47 を中心として、そこで展開されている年金会計基準と年金会計実務との乖離について分析を加えている。ここで言う「乖離」とは、当時の年金会計基準が、当時の年金会計実務において、事実上、無視されていたことを示している。また年金会計実務に関する具体的事例として、当時の鉱工業界の会計実務指針として影響力の大きかった MAPI 会計マニュアルとの比較分析をおこなっている。

ここで重要なのは、当時の年金会計基準がいかに対処療法的であり、しかも会計実務に受け入れられるのにはあまりに抽象的であり、しかも会計基準としての実際性を欠いたものであったかを明らかにすることで、企業年金制度を会計対象として担保させるためには、賃金の繰延報酬システムであるという前提が必要であり、加えて年金会計実務における課税政策の影響の大きさについて分析を試みたものである。

第 2 章として、近代年金会計から現代年金会計へ年金会計基準が引き継がれていくなかにあって、1950 年代後半から 1960 年代かけて、アメリカで生じた企業年金制度をとりまく具体的な問題を取り上げ、私的制度であるはずの企業年金制度に対し、徐々に公的関与が強まっていく過程における年金会計基準について分析している。ここでの目的は、アメリカにおける企業年金制度が、もはや私的制度として公的部門が無関心であるには、その制度規模があまりにも巨大化し、アメリカ社会および経済に対する影響が甚大であるとの政治的関心を惹起し、これが年金会計基準の設定プロセスにも暗黙裡に影響を与えているこ

との可能性を探り出すことである。ここでの具体的検討は、当時の会計基準設定主体である APB により公表された APB08 の会計基準としての意義を分析している。

第 3 章は、アメリカにおける企業年金制度に対し、直接的な規制強化が図られることとなった 1974 年の ERISA 成立の背景とその目的、さらには ERISA で規定される内容が、年金会計に与えた影響についての分析をおこなっている。ERISA は、アメリカ社会において社会通念として理解されていた企業年金制度の基礎概念について、これを賃金の繰延報酬システムとして法的かつ明示的に担保した初めての法律である。その意味において、アメリカ年金会計の分析において、ERISA の関わりを無視することはできない。

とくに、ERISA の成立は、今日の SFAS87 および SFAS88 設定の端緒となっているだけに、アメリカにおける年金会計分析には不可欠な要素である。したがって、ここではアメリカ年金会計における ERISA の影響が重大であったことについて、ERISA がアメリカ社会および経済、さらには APB08 に与えた影響について分析を加えている。

第 4 章は、ERISA 成立とほぼ同時期に、アメリカにおける会計基準設定の目的観として注目を集めるにいたった、会計基準処理を通じて導出される会計情報が、投資家を中心とする情報利用者の意思決定に資するものであるべきであるとする、意思決定有用性アプローチの台頭により、年金会計情報の重要性が増していった点について分析を試み、それが結果としてアメリカにおける今日の年金会計基準である SFAS87 に与えた影響について分析を試みている。

今日の企業会計における一つの特徴は、それまでの会計実務からの帰納的な会計基準の形成から、会計処理における基礎的概念を主柱とする演繹的な会計基準の形成に軸足を移そうとしている点にある。したがって、今日の会計基準設定プロセスには、保守主義のような経験に裏打ちされた帰納的概念は、できるだけ持ち込まないことが、会計基準の理論的説明可能性を広げるものと捉えられるが、本章では SFAS87 が意外とも言えるほどの保守主義的会計思考を取り入れていることを明らかにしようとしている。つまり、現代企業会計という枠組みのなかにあっても、現代年金会計の基本的性格が、企業年金制度の社会的目的を無視しえず、結果として会計学的に論理化しうる最大限の保守主義的会計処理により対応を図っている可能性について分析している。

第 5 章として、SFAS87 が今日の年金会計実務に広く受け入れられた背景についての分析をおこなっている。今日の企業会計における一つの特徴が、会計処理における基礎的概念を主柱とする演繹的な会計基準の形成にあると言えるが、これがスムーズに会計実務に受け入れられる理由となっているか否かは議論の余地が残されているものと考えられる。とくにアメリカにおける企業年金制度の社会的重要性や、ERISA に見られる制度加入者の財産権保護に関する社会的要請の観点から、SFAS87 の置かれた立場をどのように理解すべきであるかについて、改めて分析の必要性を感じるのである。

具体的には 1980 年代を通じて、アメリカでは経済政策の転換の下で、企業年金制度に対する大幅な課税政策の変更がなされている点に着目し分析を進めている。アメリカにおける会計基準の設定および改訂が、会計理論による演繹的な自主的な改善により行なわれるものではなく、絶えず何らかの社会的事件あるいは社会的批判に応えるかたちで対処療法的に発展してきたことを考慮すれば、それを理解するための手段として、課税政策に関する影響の可能性を探ることは極めて至当な分析であると考えられる。

最後に、本論の総括と今後の年金会計基準についての予想される方向性についての示唆を試みている。

本稿の分析を通じて、アメリカ年金会計に見られる一つの結論は、アメリカにおける年金会計は、年金会計基準の有する理論的説明可能性が年金会計実務に受け入れられたという方向性にあるのではなく、むしろ企業年金制度の社会的影響力の増大とともに、これを経済政策あるいは社会政策などの含意が包摂されたもののなかに、会計理論上の検討を加えることで、そのバランスミックスが年金会計基準としての一般的承認性を支えているというものである。したがって、年金会計基準の形成にあたっては、経済政策あるいは社会政策などの外的要因の大幅な変更が、年金会計基準それ自体に大きく影響を与え、これまでの年金会計理論そのものの枠組みを大きく変化させる可能性が示唆されるのである。

学位論文審査の要旨

主 査 助 教 授 久 保 淳 司

副 査 教 授 蟹 江 章

副 査 教 授 米 山 祐 司

学 位 論 文 題 名

アメリカ年金会計に関する研究

本研究は、第1章「アメリカ年金会計に対する分析視点」、第2章「アメリカ年金会計の黎明」、第3章「アメリカ年金会計の発展」、第4章「ERISAの成立」、第5章「現代年金会計の実相」、第6章「現代年金会計に与える課税政策の影響」および終章の7章から成り、歴史的変遷の考察を通じて、アメリカの年金会計基準の制定と企業年金制度との相互影響の実態を明らかにしたものである。

まず、第1章で研究の全体像を述べた上で、続く第2章で、アメリカにおける初期の会計基準であるARB (Accounting Research Bulletin, 会計研究公報) 第36号とARB第47号を対象として、アメリカの年金会計基準の初期形態を明らかにしている。これらの会計基準は、第二次大戦後のインフレ期の賃金抑制策のために企業が採用した繰延報酬制度としての退職給付に対するアドホックなものであり、費用収益対応原則に基づく発生給付費用の認識要求という抽象的な概念を導入するにとどまり、会計基準としての具体性を備えていなかったことを明らかにしている。

第2章では、1960年代のアメリカにおける企業年金の意味変化を背景として、新しく公表されたAPBO (Accounting Principles Board Opinion, 会計原則審議会意見書) 第8号を考察の対象にしている。1960年代には企業年金制度が大規模化し、従前に増して社会的な意義が高まったという。ここに、社会における企業年金制度への期待を反映する会計基準が必要になり、APBO第8号が公表されたという。このことは、同時期の他の会計基準が費用収益対応原則の枠組みで体系が構築されている中で、APBO第8号が保険数理計算を導入し、しかも保険数理計算の方法として複数の方法を許容していることに表れているという。企業年金の財政的堅牢性を社会が要求しており、この要求を反映させるために費用収益対応原則の枠組みを越えて企業年金の会計基準が制定されたことを意味するからである。

第3章では、アメリカの企業年金に関する環境変化として決定的とされるERISA (Employee Retirement Income Security Act, 従業員退職所得保障法) が、企業年金会計に及ぼした影響について論じている。ERISA施行前には、企業年金制度に対する社会的な期待は、会計基準設定体が押し量るものであったが、ERISAの施行によって企業年

金制度に対する社会的な要求が明確化されたというのである。ERISA は、企業の年金資産として積み立てるべき金額について「最低積立基準」を制定し、これを下回る年金資産積立不足額を法的債務とした。この結果、企業は年金資産の積み立て不足額に一元的な責任を負うことになり、企業年金の会計処理が費用収益対応原則という会計理論の枠組みには収まりきらないものへの変化が法的に裏付けられたというのである。

ERISA による企業年金会計の性質の変容を受けて公表された会計基準 SFAS (Statement of Financial Accounting Standards, 財務会計基準ステートメント) 第 87 号について考察しているのが、第 4 章である。SFAS 第 87 号には、APBO 第 8 号と比較して、①保険数理計算における給付勤続年数方式への統一、②過去勤務費用の計画的償却の採用、③追加最小負債および無形資産という新概念の採用、④数理計算差異に関する回廊方式の採用という 4 つの特徴があるという。これらの特徴は、SFAS 第 87 号が、ERISA の要求した企業年金の財政的堅牢性への配慮を、他の会計事象に関する会計処理との整合性を保ちうる中で最大限まで図った結果であるという。すなわち、SFAS 第 87 号の内容を単なる資産負債アプローチの導入とすることは、SFAS 第 87 号あるいは企業年金会計の特殊性を無視した見解であるとして、多くの先行研究の見解を批判するのである。第 4 章に示された、企業年金会計の特殊性について、課税制度の変遷を題材にして論証を加えたのが第 5 章である。1980 年代のレーガン政権下の規制緩和と減税政策を背景とした、各企業の企業年金の積み立て行動の変化を詳細に分析している。すなわち、ERISA の企業年金の財政的堅牢性の要求を後追的に会計基準化した SFAS 第 87 号であったが、逆に、SFAS 第 87 号の公表が OBRA87 (Omnibus Budget Reconciliation Act, 包括予算調整法) の施行時には企業の年金積み立てのインセンティブとして機能したというのである。

以上の考察を基にして、終章において、アメリカ企業年金会計の特徴をまとめている。すなわち、アメリカの企業年金会計においては、他の会計事象に関する会計処理との整合性以上に、企業年金制度に対する社会的な要求が重視されて会計基準の制定がなされてきたというのである。したがって、他の会計事象において国際的汎用性が高いとされるアメリカ会計基準であるが、企業年金会計に関してはアメリカの独自色の濃い会計基準になっているというのである。

本研究は、先行研究が比較的軽視してきた会計基準と社会環境との相互影響を明らかにし、アメリカ企業年金会計の独自性を明確に論証しており、学界への貢献大であると高く評価できる。

本研究に問題がないわけではない。とくに、会計基準を中心にした議論であるため、会計理論的な視点からの考察が手薄になっており、本研究の内容に対する誤解を招きかねないことは問題である。しかし、このことは、企業年金の会計基準を題材にする本研究の目的においては、むしろ今後の課題というべきものであり、本研究の貢献を損なうものではない。

以上の本研究に関する評価に鑑みて、本審査委員会では全員一致で、本研究が博士(経営学)を授与するに十分な水準にあるものと評価する。